

認定農業者への主な補助・支援策(R3.4現在)

| 事業名 | 説明 | お問い合わせ先 |
|-------------------------------|---|--|
| 農業経営基盤強化資金 (日本政策金融公庫) | 農業経営改善計画の目標達成に必要な資金を、日本政策金融公庫から長期低利で融資を受けることができる。通称「スーパーL資金」。 | 日本政策金融公庫長野支店(026-233-2152)もしくはお近くのJA、銀行窓口 |
| スーパーL資金の金利負担 軽減措置(国) | スーパーL資金で融資を受けた場合、人・農地プラン対象者は最初の5年間の利子が国から助成される。 | 日本政策金融公庫長野支店(026-233-2153)もしくはお近くのJA、銀行窓口 |
| 松本市農業経営基盤強化資 金融資利子補給金事業(市) | スーパーL資金で500万円以上の融資を受けた場合、利子支払いにかかる経費の一部が補給される。 | 松本市農政課計画担当 (0263-32-3221) |
| 経営所得安定対策(国) | ナラシ対策(米・畑作物の収入減少影響緩和対策) 米、畑作物の価格が下落した際に収入を補てんする保険的制度へ加入することができる。 | 関東農政局長野支局松本駐在所 (0263-47-2001)もしくは松本市農政課生産振興担当(0263-34-3222) |
| | ゲタ対策(畑作物の直接支払交付金) 諸外国との生産条件の格差により不利が生じる作物(麦、大豆、そば、なたね等)の生産・販売を行う場合に、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金が払われる。 | |
| 農業経営基盤強化準備金制 度(国) | 農業経営改善計画の目標達成に必要な、農業用機械・施設を取得する経費として、経営所得安定対策の交付金を積み立てられる(=税制上の優遇)。 | 関東農政局長野支局松本駐在所 (0263-47-2001) |
| 農業者年金保険料の国庫助 成制度(国) | ①青色申告をしている認定農業者 ②①の者と家族経営協定を締結している配偶者・後継者に、農業者年金保険料の一部が助成される。年齢制限あり。 | 松本市農業委員会事務局(0263-34-3226) |
| 担い手支援農地売買事業 (国) | 農地中間管理機構(長野県農業開発公社)をとおして農地を取得した場合、機構(公社)が一時的に農地を所有する間の利子が補給される。 | 長野県農業開発公社中信支社 (松本合同庁舎代表0263-47-7800) |
| 松本市土地利用型経営規模 拡大奨励金交付事業(市) | 存続期間が3年以上の利用権設定を新たに受けた場合、6,000円／10aの奨励金が交付される。 | 松本市農政課担い手担当 (0263-34-3222) |
| 親元就農者支援助成(県) | 親元で新規就農する者に最大30万円を助成する。親側が認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体のいずれかであることが要件となっている。 | 公益社団法人長野県農業担い手育成基金(026-231-6222) |
| 松本市未来を担う農業経営 者支援事業(市) | 農業経営改善計画の目標達成に必要な、農業用機械・施設を取得する経費の一部が補助される。1経営体につき1回のみ利用可能。 | 松本市農政課担い手担当 (0263-34-3222) |
| その他補助事業(国、県) | 補助申請時の最低要件になっていたり、ポイント加算されたりする場合がある。 | 各事業問い合わせ先 |

※各補助、支援を受けるためには、認定農業者であることの他に細かい要件があります。詳しくは各お問い合わせ先におたずねください。